

# 令和7年度入学者選抜【後期選抜】募集要項

福島県立白河高等学校

〒961-0851 白河市南登り町54番地

電話 (0248)24-1116

※前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

## ◎ 福島県立白河高等学校アドミッション・ポリシー

白河高校では、次のような生徒を求めています。

- ①自分の可能性を信じ、他者と切磋琢磨して自らを高めようとする生徒
- ②文武両道をめざし、学業や地域の活動に積極的に参加できる生徒
- ③高校での学びをとおして、リーダーシップを発揮できる生徒
- ④保健・医療分野や教育分野など、身近な地域や日本、国際社会の諸課題に関心をもち、それらを主体的に探究しようとする生徒

### 1 募集学科及び後期選抜の募集定員

学 科	後期選抜の募集定員
普通科	募集定員160名から前期選抜の合格者数を除いた数
理数科	募集定員40名から前期選抜の合格者数を除いた数

### 2 通学区域

普通科、理数科の各通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

### 3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、前期選抜又は連携型選抜に合格した者を除き、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
  - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
  - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - ③ 文部科学大臣の指定した者
  - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### 4 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 5 併願の取扱い

普通科と理数科の二つの学科がともに生徒募集を行う場合、併願の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 普通科を志願する者については、理数科を第二志望とすることはできない。(併願不可)
- (2) 理数科を志願する者については、普通科を第二志望とすることができる。(併願可)

## 6 出願期間

令和7年3月17日(月)から3月18日(火)までとする。

- (1) 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (2) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、令和7年3月18日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡するとともに、460円分の切手(郵便料金110円+簡易書留料金350円の合計分)を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

## 7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
  - ① 入学願書、受験票用紙、入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したもの)  
入学検定料については後記7(3)のとおり。
  - ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。中学校で作成する。)  
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
- (2) 上記(1)以外の者
  - ① 入学願書、受験票用紙、入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したもの)  
入学検定料については後記7(3)のとおり。
  - ② 健康診断書(令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの)  
ただし、上記3(2)②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。
  - ③ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
- (3) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。  
また、出願取消しの場合でも入学検定料は返還しない。  
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。  
また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

## 8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由(病気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年3月17日(月)から3月21日(金)までとする。
  - ① 郵送の場合には、3月21日(金)必着とする。
  - ② 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
  - ③ 祝日は受け付けない。

## 9 出願先変更

- (1) 変更期間
  - ① 令和7年3月19日(水)に、1回に限り、出願先を変更することができる。
  - ② 受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。
- (2) 手続・方法
  - ① 本校設置学科間の出願先の変更にあたっては、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
  - ② 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書(又はその写し)を、在学(出身)中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
  - ③ 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがある。
  - ④ 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
  - ⑤ すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 10 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接及び小論文の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」の記載項目は35点満点とし、合計170点満点とする。

部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。
- (2) 面接

個人面接を実施し、30点満点とする。
- (3) 小論文

あるテーマに関する資料を読み自分の意見をまとめる小論文とし、100点満点とする。

## 11 面接等の日時及び会場等

- (1) 日時 令和7年3月24日(月)
  - ① 受付 午前8時20分～8時30分(本校職員玄関)
  - ② 小論文 午前9時00分～10時00分
  - ③ 面接 午前10時20分～
- (2) 会場 本校
- (3) 持参するもの 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、腕時計、マスク

(ただし、和歌・格言や激励文等が印刷されている鉛筆、分度器、分度器機能を有する定規、下敷は使用できない。また、計算機能・言語表現機能を有するものや、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の通信機器類は持ち込むことができない。)

## 12 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 合格者には、当日「受験票」を確認のうえ、「合格通知書」を交付する。
- (3) 合格者発表について、電話による問い合わせには一切応じない。

## 13 その他

- (1) 上記以外の事項については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (2) 選抜の一部が未完了となった場合は、受験した内容のみで合否判定を行う。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (4) 県外等からの出願者は本校に問い合わせること。
- (5) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に記載のとおりとする。

\*氏名の漢字表記については、コンピュータによる処理のため、原則としてJIS第1・第2水準の文字を使用します。合格通知書、入学後の名簿等の漢字氏名は、JIS第1・第2水準の文字に置き換えて表記することがありますので、あらかじめご了承ください。